

京 都 大 学 委 託 公 衆 電 話 取 扱 要 領 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2 公衆電話の事務の総括は、<u>施設環境部長</u>が行なう。</p> <p>第3 <u>施設環境部長</u>は、部局長の申し出に基づき、公衆電話の設置手続を行なう。</p> <p>2 <u>施設環境部長</u>は、公衆電話の設置の可否及び設置時期を関係部局長へ通知するものとする。</p> <p>第4 公衆電話の管理は、当該部局において管理責任者を定めて行なわせるものとする。</p> <p>2 部局長は、前項の管理責任者を定めたときは、速やかに<u>施設環境部長</u>へ届け出るものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2 公衆電話の事務の総括は、<u>施設部長</u>が行なう。</p> <p>第3 <u>施設部長</u>は、部局長の申し出に基づき、公衆電話の設置手続を行なう。</p> <p>2 <u>施設部長</u>は、公衆電話の設置の可否及び設置時期を関係部局長へ通知するものとする。</p> <p>第4 公衆電話の管理は、当該部局において管理責任者を定めて行なわせるものとする。</p> <p>2 部局長は、前項の管理責任者を定めたときは、速やかに<u>施設部長</u>へ届け出るものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年4月1日より実施する。</p>